

毎月一回発行
発行所
平塚市役所
平塚市平塚新街1.195番地
電話849番
印刷所 井上印刷所 電話773番

第十二号

平塚市廣報

市、警察、消防の電話番号			
□ 平塚 280	□ 281	□ 282	□ 283
市長室、助役室、秘書課、税務課	□ 會計課	□ 厚生課	□ 産業課、受付、収入役室、(夜間、日曜用)
□ 284	□ 19	□ 277	□ 849
警察本部、消防部	□ 土木課	□ 衛生課	□ 庶務課、議會事務局、選舉管理委員会事務局
□ 119	□ 7、267	□ 798	799(夜間用)
消防署	警察署	事業課、競輪場	

婦人週間

社会に役立つ婦人に

「社会のために役立つ婦人になりましょう」を目標に四月十日から、全国一斉に婦人週間が行われる。

四月十日から一週間をともに婦人の週間としたわけは、昭和二十二年四月十日にはじめて日本の婦人が國會議員を選挙したので、この日を記念して婦人の週間をもうけたのである。新憲法によつて法律上には男女の平等が保障されたが、實際にはこれらの趣旨が一般によく理解されていなければならず、婦人自身の自覚も乏しく、さらにいろいろの方面にわたる封建的、政治的、経済的、社会的、政治的にみて婦人の地位は必ずしも充分に向上したとはいえないので、この法律上の地位の正しい認識と、これにふさわしい實質的な地位の向上をはかるため「婦人週間」をもうけて、婦人の一層の自覚をうながすと共にこの問題に對する一般の關心を呼び起すことになつてゐるが今回はその第三回目である。

婦人の權利と社會的地位について法律がどのような規定をもうけてこれを保障しているかを見てみよう。

基本的な人権の尊重をうけた新憲法は男女同權を保障し國民は性別によつて政治的にも經濟的にも亦社會的關係においても差別されないものとす。家族生活も個人の尊嚴と兩性の平等に立つて行われなければならないことを明かにしている。

その憲法の精神にもとづいて制定あるいは改正されたいろいろな法律は男女の平等を保障すると共に婦人に與えられた特別な權利と義務について精しい規定をもうけてゐる。民法ではどのような規定が從來、日本の社會を根幹としていた家長制度は婦人を配してゐた家長制度は婦人を

生や安全の立場からもうけられた規定に違反した危険な仕事や重いものを取り扱う仕事につかせたり、原則として深夜業(午後十時から午前五時まで)をさせてはならないことになつてゐる。

又從來、女子の賃金は男子の賃金より安いのが一般的な状態だったが、この法律は賃金について男子と女子の差別的取り扱いを禁止してゐる。

又女子の労働者には生理休暇や産前産後の休暇や育児時間と云ふものと云ふことを理に基いて賃金に差別をつけてはならないことになつてゐる。このように特殊な休暇や休業等を有給とするかどうかは使用者と労働者との協定によつて定めらるゝことになつてゐる。

次のような場合には、女子に特別な休暇休業が與えられることになつてゐる。

1. 妊娠中の女子が請求すれば、他の軽い仕事にかゝることができる。

2. 六週間以内に出産する予定の女子が請求した場合や産後の六週間は働かせないことになつてゐる。しかし、この場合健康に害がないと認められ仕事につかせることは差支えないことになつてゐる。

3. 産前や産後の女子が法律の規定によつて休業する期間とその後の三十日間間は解雇してはならない。

4. 生れてから一年立たない乳児を育てる女子は、その乳児にお乳をやるために一日二回、三十分づつ休憩時間をほかに特別の育児時間と請求できる。

5. 生理日の就業が非常に困難な場合や一日中ほとんど立つた體で仕事をすることができない場合は生理休暇を要求する事ができる。

本市婦人週間行事

◎四月九日(月)午後一時より
平塚市婦人の集い

(講演)「日本母性協會講師」
山崎益哉先生

(演藝)聲くらべ腕くらべ
婦人有志出演

◎見學の會
小田原裁判所公判と大磯のユリザサバ・サンダーズ・ホーム

四月十一日(水)あさ九時に平塚駅表口集合

◎婦人評論家
坂西志保女史の講演を聴く會

四月十六日(月)夜六時
市立公民館(江陽中学校内)

(教育課)

市税について

一、昨年度地方税法が改正され、その課税標準も従来の賃貸賃金として家屋に課せられる税は、格から適正時價に變更し、家屋税から土地價値課税と併せ、つぎまゝでは、家屋の價額を

三月の議會メモ

- 二日 火葬場移築委員會
その後の経過報告があつた
五日、六日 競輪運営委員會
三月の競輪をどうしたらよ
く施行することが出来るか
と云ふことを審議した。
- 十六日 厚生委員會
未歸還者の家族を慰安する
方法について相談した。
- 十九日 市議會
提出議案左の通り
- 1 平塚市監査委員會の制定
 - 2 報酬額並に費用弁償額及その支給條例の一部改正
 - 3 特別職員給與條例の一部改正
 - 4 職員給與條例の一部改正
 - 5 施設支給條例の一部改正
 - 6 職員定數條例の一部改正
 - 7 市立高等學校の授業料、入學料、資料費及び入學料徴收條例の一部改正
 - 8 庶務處理手数料條例の制定
 - 9 職員の服務の監督に關する條例の制定
 - 10 職員が職務に専念する義務に關する條例
 - 11 職員團體の業務に關する條例
 - 12 平塚市職員團體の登録に關する條例
 - 13 平塚市職員團體の行方交渉に關する條例
 - 14 失業對策事業費起債のこと
 - 15 一時借入金について(一般)
 - 16 右全件
 - 17 右全件
 - 18 固定資産評價員選任の件
 - 19 昭和廿六年年度決算
 - 20 昭和廿六年年度競輪事業決算
 - 21 昭和廿六年年度競馬事業決算
 - 22 昭和廿四年年度競馬事業決算
 - 23 昭和廿六年度特別會計當せん金附証票發賣事業決算
 - 24 競輪場内賣店使用條例中一部改正
 - 25 吏員退職料、退職給與金、死亡給與金並に葬祭料及び遺族扶助料條例の一部改正
 - 26 國有財産建物拂下について
 - 27 昭和廿五年年度追加更正豫算
 - 28 昭和廿五年年度競馬事業追加更正豫算
- 以上の中、27より28迄本日原案通り可決された。又本議會は會期八日間としてこれだけの議案を審議することになつた。
- 廿二日 市議會
29 平塚市追進選舉立會演說會條例制定について
- 午後一時より議員と理事者との間に活発な質疑應答が交はれた。
- 廿三日 市議會
本日昨日と同様午前中から質疑應答がなされたが地方選舉を控えて急務を要する(29)号議案が本日可決された。尚提出議案以外の重要案件が山積してゐる本會議の後には全員協議會が開催された。
- 廿五日 豫算委員會
議員全員が委員となり廿六年年度の當初予算を審議した。後全員協議會を開催議員の定數を如何にすべきかを議題として活発な論議が展開され、從來通り三十名に留めることを決定した。
- 廿六日 決算委員會
議(1)認(2)の決算を審議、委員には全員がなり原案を認定することに決定した。
- 全員協議會
漁業協同組合に對する預託金、競輪運営委員會の手當等について審議した。
- 本會議
協議會に次いで本會議を開き、次の議案を附議事件として追加した。
- 會(1)平塚市議會員定數減員條例の制定について
- 30 廿五年年度平塚市入才出進追加更正豫算
- 以上の議案は既に協議會に於て充分に審議がなされてゐるので、前に提案した(29)号並に(24)号から(29)号迄、除く各議案と共に可決確定した。
- 又二つの決算も議會に於て認定された。當初予算に於て若干の修正があつたが、八日間わたつた三月の議會も山積した議案を全部可決し無事終了した。

を
至
し
ま
し
よ
う

しよう
